## 船舶事故調査報告書

平成27年6月11日 運輸安全委員会(海事専門部会)議決

委員 庄司邦昭(部会長)

委 員 小須田 敏

委員根本美奈

車歩揺粨	<b>妆</b> 宏
事故種類	旅客負傷
発生日時	平成27年1月12日 08時57分ごろ
発生場所 	長崎県西海市小都岸壁
	針尾瀬戸弁天島灯台から真方位294°1,840m付近
	(概位 北緯33°04.01′ 東経129°44.01′)
事故調査の経過	平成27年2月17日、本事故の調査を担当する主管調査官(長崎
	事務所)ほか1人の地方事故調査官を指名した。
	原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 せがわ、19トン
船舶番号、船舶所有者等	292-47123長崎、瀬川汽船株式会社(A社)
L×B×D、船質	1 6. 5 0 m (Lr) × 3. 8 0 m× 1. 5 0 m、軽合金
機関、出力、進水等	ディーゼル機関、462kW、平成16年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 42歳
	一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
	免 許 登 録 日 平成 6 年 9 月 8 日
	免許証交付日 平成26年9月4日
	(平成31年9月7日まで有効)
	甲板員 男性 37歳
	一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
	免 許 登 録 日 平成 8 年 1 0 月 3 1 日
	免許証交付日 平成23年5月6日
	(平成28年10月30日まで有効)
	旅客A 女性 52歳
死傷者等	軽傷 1人(旅客A)
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、旅客2人を乗せ、甲板員
	が操船して小郡岸壁に船首着けする態勢としたものの、潮の影響で着
	岸態勢が崩れたので、一旦機関を後進にかけて離れた。
	船長は、船首が岸壁に一旦着いた時、係留索を持って岸壁に飛び移
	ったが、甲板員から着岸をやり直す合図があったので、係留索を本船
	に投げ入れ、本船が着岸する様子を岸壁上から見ていた。
	本船は、機関を極微速力前進にかけて小郡岸壁に接近したところ、

平成27年1月12日08時57分ごろ、船首が同岸壁に強く当たった。(写真1参照)



写真1 小郡岸壁の状況

旅客Aは、客室船首側出入口の階段に立ち、手すりを握って着岸を 待っていたところ、船首が岸壁に当たった衝撃で左すねを階段に打ち 付け、船首甲板上に倒れた。(写真2参照)



写真2 旅客Aの倒れた状態

船長は、旅客Aが船首甲板に倒れたので、本船に乗り込んで旅客Aの様子を確認し、旅客Aを背負って岸壁の階段まで運んだ後、A社に事故の発生を報告した。

旅客Aは、しばらく岸壁の階段に座り、その後、迎えに来た家族の 車で病院に搬送され、左膝及び左下腿打撲と診断された。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

気象・海象

気象:天気 晴れ、風向 北北西、風速 約3m/s、視界 良好 海象:海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期(西流)

その他の事項

旅客Aは、年に10回程度A社が運航する旅客船に乗っており、着 岸前に客室船首側出入口の階段付近に立ち、着岸するのを待っていた が、着岸するまで椅子に腰を掛けておくように言われたことはなかっ た。

A社は、甲板員の離着岸の操船訓練を行う際、船長に係留索の取付け作業を行わせ、甲板員に単独で操船を行わせていた。

A社は、本船が着岸するまで席を立たないようにする旨の注意書きを客室内に掲示していたが、着岸前にアナウンスするよう指示をしていなかった。

	A社は、本事故後、運輸局から、旅客に対して着岸するまで席を立
	たせないようにする旨の指導を受けた。
	7.2.2.3.4.7.2.1.4.7.2.2.7.7.2.8
グ W   乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象等の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、小郡岸壁において、船首が岸壁に着いた際、旅客Aが、船
1777072 77 78 78 78 78 78 78 78 78 78 78 78 78	首出入口の階段に立っていたことから、着岸時の衝撃で船首甲板に倒
	れ、左すねを階段に打ち付けて負傷したものと考えられる。
	旅客Aは、着岸するまで椅子に腰を掛けておくように言われたこと
	がなかったことから、船首出入口の階段に立っていたものと考えられ
	る。
	本船は、甲板員が、訓練を兼ねて小郡岸壁への着岸操船を単独で行
	った際、潮流による圧流を考慮したことから、前進行きあしが残った
	状態で着岸したものと考えられる。
	本事故は、本船が、小郡岸壁において、船首が岸壁に着いた際、旅
	客Aが、船首出入口の階段に立っていたため、着岸時の衝撃で船首甲
	板に倒れ、左すねを階段に打ち付けて負傷したものと考えられる。
	本事故後、A社は次の再発防止策を講じた。
	・お客様へのお願いの1項目として掲示していた着岸時の注意を、
	独立した掲示物として朱書きで行った。(写真3、写真4参照)
	お客様へお思い 変の通り無常の手類は行為」が弦音により 変の合わていますので、ご協力ください。 記 またで表のも無に信仰する実際を大力にない を取りませい。 のですると、自然の表面には、 では、またのは、またのは、ないでは、 には、またのは、ないでは、 には、またのは、ないでは、 には、またのは、ないでは、 には、またのは、ないでは、 には、またのは、ないでは、 には、またのは、ないでは、 には、またのは、ないでは、 には、またのは、ないでは、 には、またのは、ないでは、ないでは、 には、またのは、ないでは、 には、またのは、ないでは、 には、またのは、ないでは、 には、またのは、ないでは、ないでは、 には、またのは、ないでは、 には、またのは、ないでは、 には、またのは、ないでは、 には、またのは、ないでは、 には、またのは、ないでは、 には、またのは、ないでは、 ないでは、 には、またのは、ないでは、 ないでは、 には、またのは、ないでは、 ない
	写真3 事故前の掲示 写真4 事故後の掲示
	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え
	られる。
	・着岸に際しての注意喚起は、アナウンスを行うなど旅客に確実に
	伝わる方法をとることが望ましい。
	・乗組員の離着岸の操船訓練は、旅客の安全を十分に考慮した方法
	で行うことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

